第304回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第304回 入札監理小委員会議事次第

日 時:平成26年2月4日(火)16:41~17:08

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. JICAボランティア派遣前訓練実施業務(駒ヶ根)に係る契約変更について

((独)国際協力機構)

2. その他

<出席者>

(委員)

稲生主査、石村専門委員、清水専門委員

((独)国際協力機構)

駒ケ根青年海外協力隊訓練所 仁田所長

総務部総合調整課 内山主任調査役

青年海外協力隊事務局 計画課 勝又課長、川村主任調査役 選考課 望戸主任調査役

(事務局)

金子参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第304回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、独立行政法人国際協力機構の駒ヶ根訓練所におけるJICAボランティア派遣前訓練実施業務に係る契約変更についての審議を行います。

まずは、独立行政法人国際協力機構駒ヶ根青年海外協力隊仁田所長に御出席いただいて ございますので、契約変更の内容等について御説明をお願いしたいと思います。

説明は15分程度でよろしくお願いいたします。

○仁田所長 ありがとうございます。

国際協力機構駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の仁田でございます。きょうはどうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまございました駒ヶ根訓練所におけますJICAボランティア派遣前訓練の実施業務に係る契約の変更について御審議いただくということで、きょうは委員会を開催いただきました。どうもありがとうございます。

私の方から本件に係る経緯、趣旨、そして中身について御説明をさせていただきます。 お手元の資料Aに基づきまして、御説明をいたしたいと思います。

まず、この民間競争入札の実施、契約に係るこれまでの経緯でございますが、1ページ の1. のところでございます。

本件、訓練実施業務につきましては、従来は一括契約で実施してきた契約業務を平成25年度、今年度すなわち昨年の4月からの契約において3つに分割をしまして、公共サービス改革基本法に基づき実施要項を定めた後に民間競争入札プロセスを経て、現在、公益社団法人青年海外協力協会へ委託し実施しておる業務でございます。

この3分割と申しますのは、この駒ヶ根訓練所における派遣前訓練実施業務と、1ページの下の脚注の1にございますが、福島県二本松市にございますもう一つの訓練所の派遣前訓練実施業務。そして、ボランティアの職種ごとに技術的な補完研修をすることも含めたボランティア派遣前研修業務というものがございます。それの実施業務。競争性を高めるという観点からこの3つに分けまして、民間競争入札プロセスを経て入札を実施したという経緯がございます。

公共サービス改革基本方針におきましては、本件業務につきましては3年間の契約期間で民間競争入札をするということとされていたわけですが、平成26年度下半期、明年度の下半期からでございますが、駒ヶ根訓練所が施設の改修工事をするということが決まったことに伴いまして、その改修工事、工事中につきましては訓練所がそのままの状態では使えませんので、別の代替地で訓練をするという必要が生じるということですので、平成24年度の官民入札等監理小委員会及び本委員会におきまして御審議をいただきまして、その結果を踏まえて、契約期間を3年間ではなく1年半ずつに分けて入札を行うということで実施要項に定め、入札を行ったという経緯がございます。

お手元の資料の5ページに別紙2、その平成24年度の入札監理小委員会における審議の結果というものをつけさせていただいておりますが、5ページの一番下の脚注にその1年

半に分割するということが書いてございまして、その方針のもとにこの契約を実施したという経緯がございます。したがいまして、契約期間は平成25年4月1日から平成26年9月30日までの1年半ということになります。

この派遣前訓練ですけれども、JICAボランティアは年4回に分けて派遣することになっておりまして、年4回その前の派遣前訓練を行います。

各年度、第1次隊、2次隊、3次隊、4次隊と呼ぶのですが、1次隊は第1四半期、2次隊は第2四半期、3次隊は第3四半期、4次隊は第4四半期にこの訓練を行うということになっています。

したがいまして、2年度目の平成26年度につきましては半年分ということになりますので、4月から始まる1次隊と、7月から始まる2次隊のみということで契約をしたということでございます。

以上が、現行の契約のこれまでの経緯でございます。

続いて、それに基づきまして今回、契約変更の御審議をいただくということで、その契約変更をしたいという理由になったのが、この改修工事のスケジュールが変更になったということでございますので、その変更の概要について2.のところで御説明をいたします。

平成26年度下半期から、改修工事実施に向けた作業工程ということでつくっておったわけですけれども、その作業工程につきましては1ページ下の工程表に①~⑥までの工事開始までの工程を表にさせていただいております。

この最初の①の工程ですが「基礎情報収集調査」。これが当初6月に入札を行ったのですが、入札不調ということになりまして、再入札をやりました。その結果、概ね3カ月、この改修工事に係るスケジュールが後ろ倒しになったということで、工事開始時期、作業工程の⑥ですけれども、これが平成26年の12月の末の下旬の着工予定であったのが平成27年3月の末の着工と後ろ倒しになるということで、工事スケジュールをこのように見直しをせざるを得ない結果となったということでございます。

2ページ目の一番上に、改修工事のスケジュールの変更後のものを年表にして示しております。これが変更後の改修工事のスケジュールということになります。

⑥の「工事・施工監理」その工事の開始が26年度の一番終わりぐらい、実質、平成27年度初めぐらいから工事開始と、工事スケジュールが変更になったということでございます。 以上が工事変更になった経緯と概要でございますが、その変更に伴う影響につきまして 2ページ3.のところで御説明をしたいと思います。

まず、工事のスケジュール変更に伴う影響の(1)といたしまして「訓練所代替地の選 定が市場化テストの事務手続きに与える影響」ということでございます。

この契約を民間競争入札で行うためには、入札条件の1つとして訓練の実施場所すなわち改修工事期間中の訓練所の代替地の明示が必要なのですが、平成26年、ことしの3月末までに確定することを目指しておる改修の基本設計の結果に基づいて訓練所代替地の選定条件が決まってくる。これは代替地での訓練人数ですとか、代替地での訓練の期間ですと

か、代替地に必要な設備ですとか、そういった選定条件が明らかになる。それに基づいて 代替地の施設と具体的な交渉をし、契約をして、その時点で初めて訓練所の代替地が確定 するということになりますので、すぐにこの市場化テストの事務手続のスケジュールには これが影響を与えるということになります。

代替地の利用に関しましては、改修工事期間中に訓練所が全面閉鎖となって代替地で全ての訓練を実施する場合もあれば、一部施設は訓練所の一部施設を利用し他の代替施設と同時併用するという場合も想定しております。これは基本設計の内容が確定した段階で、このあたりが確定してくるということでございます。

代替地との交渉の期間とか難易度にもよりますが、平成26年度、明年度下半期以降の実施業務について、当初、現行の契約期間のすぐ後の平成26年10月1日付に新たな契約をするということでこの市場化テストのスケジュールを進めるということは極めて困難と言わざるを得ないと考えております。

それから、この改修工事スケジュールの変更に伴う影響の2つ目といたしまして(2) でございますが「駒ヶ根訓練所の利用期間の訓練実施期間に対する影響」でございます。

ただいま御説明いたしましたとおり、当初は平成26年12月の工事着工ということでした。 それが3カ月後ろ倒しということで、着工時期が平成27年の3月の末ということになります。

これは次の3ページの一番上の【訓練実施期間と工期との関連スケジュール】という年表を見ていただければと思いますが、当初は平成26年度の10月から始まる第3四半期に行われる3次隊の訓練中に工事が始まるということでしたので、その前の9月までの2次隊までの訓練ということで契約を結んでおったわけなのですが、これが工事の開始時期が年度末ということですので、3次隊、4次隊までは現行の訓練所の施設で訓練ができるということになるということです。それによって経費面、例えば代替地の使用料などを節減できるということが可能になると目しております。

以上が改修工事スケジュールの変更に伴う影響ですが、これを踏まえまして、今回お諮りする「契約変更の理由と主な変更箇所」ということで、3ページの4.のところで御説明をしたいと思います。

まず「契約変更の理由」ですけれども、1つ目としまして、先ほど御説明をいたしました入札条件の設定が困難であるということ。当初予定の民間競争入札を行うための入札条件の1つである訓練代替地が未定であるということで、これが変更の理由の1つでございます。

2つ目としまして、平成26年度の3次隊、4次隊まで現行の施設が使用可能と目されておりますので、経費節減のために現行の訓練所が使える間はこれを活用する方が望ましいということで、以上の理由で現行の契約を半年間延長いたしまして、当初の平成25年4月から平成26年9月までの契約を、平成25年4月から平成27年3月までの2年間の契約に変更したいということがお諮りする内容でございます。

「(2)主な変更箇所」と記させていただいておりますが、契約期間が今、申し上げたとおり1年半から2年に変更するということです。

それに伴いまして、契約期間中の訓練回数が1年半の6回から2年間の8回ということに変更になる。

それから、契約金額が現行の契約金額が2億4,468万6,880円ですが、この訓練2回増を踏まえまして、変更後は増額ということになります。これは方針が確定した後に契約先との契約交渉を実施していくということを考えております。

なお、次の4ページに現行の施設の概要と概略図を別紙1として付しておりますので、 御参照いただければと思います。

以上、私の方からの説明でございます。どうもありがとうございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、今お話しいただきました契約変更について御質問、御意見がある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

忘れているところもありまして、確認なのですが、いただいた資料Aの2ページ目の3の(1)のところでございますけれども、訓練所代替地を選ぶ時にこの文章によると、最初のパラグラフの2行目の平成26年3月中に判明する基本設計の結果に基づいて訓練地、代替地の諸条件が決まってくると、こういうくだりがございまして、これが実はわかりにくくて、基本設計の結果に基づいて代替地が決まるというのは、私の理解が浅かったのかもしれませんが、要は工事をする時には今の敷地が全面的に使えなくなって、それで代替地を手当てしなくてはいけないというようなイメージを持っていたのですが、これを読むと基本設計の結果によっては代替地利用、つまり今の駒ヶ根訓練所が全面閉鎖になるとかならないとかというのが基本設計に左右されるというのがぴんとこなくて、どういうことでしょうか。

- ○仁田所長 基本設計でその改修の内容が確定するわけです。
- ○稲生主査 そうすると規模も確定と、流動的なのですか。
- ○仁田所長 その内容によって、例えばこの期間は全面的に使えますとか、この期間は一部は使えませんとか、なので併用しますとか、そういうことが決まってくるということです。

逆に言うと、基本設計の結果が出るまではそれが確定しないということなので、代替地 の選定条件が決まらないということになるのです。

- ○稲生主査 この部分は今回の変更いかんにかかわらず最初からそういう御予定だったということでいいのですね。その点についてはです。
- ○仁田所長 そうです。
- ○稲生主査 済みません。それは私の理解が浅かったです。
- ○内山主任調査役 補足いたしますと、改修工事の内容が耐震補強の工事になっておりま すので、どの程度の耐震補強工事が必要かによって、まさに全面的に使えなくなるのか、

もしくは一部は軽微な耐震補強で問題ないということであれば、場合によっては訓練を継続しながら施設も利用できるということもありますという状況になってございます。

○稲生主査わかりました。ありがとうございました。

もう1点なのですけれども、3ページ目の上のスケジュールの図でございますが、その 黒の◆から白の◇へと工期がずれました。それで変更前についてはその水色の期間、つま り1次隊と2次隊の訓練をして、ある種、余裕を持って12月に着工という感じだったので すが、また変わるかもしれませんが、今回の変更では第4次隊の訓練をぎりぎり3月の終 わりまで行って着工ということになるわけですが、重なりがありまして、変更前と比べて 施設繰りに余裕がないようなと素人は考えてしまうのですけれども、この点は大丈夫とい うことですか。

○仁田所長 これは年度によって訓練の開始日と終了日というのは微妙に違うのですが、 例えば今年度の4次隊の訓練、今、ちょうど4次隊の訓練中なのですが、これの終了日が 3月14日なのです。なので、下旬からの開始は可能であろうということであります。

○稲生主査 わかりました。理解できました。ありがとうございます。

私からの説明は以上ですが、先生方いかがでしょうか。

石村先生、いかがでしょうか。

- ○石村専門委員 これは確認なのですけれども、3ページ目の1番上に「節減を図ることが可能となる」と書いてあるのですが、12月の下旬にスタートするので、第3次、第4次の訓練ができません。それで3月の下旬にスタートするので第3次、第4次ができるので、経費の節減ができるのですと読めるのですが、でも翌年の第1次、第2次というのは訓練できなくなるので結局そちらで代替地で経費がかかるという形にはならないのですか。
- ○仁田所長 今の予定ですと、この平成26年度の翌年度、平成27年度の初めぐらいから工事が開始になりますので、そこから以降は代替地を使うという可能性が大きいということで、どの期間、全部なのか一部なのかというのは、先ほど申し上げた基本設計の結果で選定条件が決まるということですので、基本的には平成27年度の初めから代替地での訓練を始めるということを想定しております。
- ○石村専門委員 この2ページ目から3ページ目の文章によると、どうもこちらの方法を とれば要は節約できるのですと読めるのですけれども、ただ、今のお話によると結局のと ころは2期連続で見れば経費の削減効果というのはないのかと。
- ○仁田所長 ここの基本的な考え方は、今、工事スケジュールが変更になったために来年度の平成26年度の3次隊、4次隊まで現行の施設が使える。つまり、改修工事が始まるのがその後ですので、それまでは工事が始まりませんから使えるということで、使えるうちは訓練所で訓練をする方が代替地の使用料などの経費の支出がないですので、この間は使った方がいいであろうというのがこの趣旨です。
- ○石村専門委員 節減を図ることが可能になる。
- ○仁田所長 この間は代替地を借りなくてもいいという意味でございます。

○石村専門委員 先ほど、実は節減額は幾らなのだろうという話が出まして、言われてみれば、幾ら節減になるのだろうかとも思ったのですけれども、今のお話では節減できるかどうかというのはやはりわからないし、その耐震工事の度合いによってはちょっと長引くのかあるいは短くなるのかもわからないので、要はその金額自体が算定できないということですか。

○仁田所長 この間は使用できるので、本来、当初の予定では第3次隊から代替地を使用する予定でこの時点から工事を開始することになっていたのが、工事スケジュールが後ろ倒しになったために4次隊まで現行の訓練施設を使えるので、使える間に代替地を借りるというのは使用料がかかりますから、その間は今の現行の施設でやったらそれがそのまま経費の削減になるだろうと、代替地を借りなくていいという意味合いで書いております。 ○清水専門委員 可能性としては、工期が延びたのが将来はわからないですけれども、今のところ3カ月だということで、それに対して訓練を2回分入れているので、3カ月分に相当する代替地の賃料は下がる可能性はあるのです。短くなる。

ただ、通期で見ると先生がおっしゃるようにこれだと一緒ではないかと。 1 期分余計に ずれがあるので、そこの部分がもしかすると下がるかもしれないとも考えられなくはない ですけれども、ちょっと先へ行ってみないとそこはわからないですね。

- ○石村専門委員 ちょっとこだわってしまうというか、数字の節減を図るという形に書く と何か経費が削減するのかと、つい、そういう印象を最初に持ったのですが、よくよく話 を聞くと今期に限って、今期分に関しては節約できるけれどもということですね。
- ○仁田所長 そうですね。その期間について経費が生じない、使用料という意味で生じないという意味です。
- ○石村専門委員 済みません。当初の幾らなのだろうという疑問が生じたもので。
- ○稲生主査 これは監理委員会の方にもこの文書は出るのでしたか。今回の変更契約の報告みたいなものは出るのですか。
- ○事務局 そうです。
- ○稲生主査 それであれば、ちょっと調整いただいた方がいいかもしれないので、事務局 と調整していただいて、細かいのですが確かに重要な部分であるかと思いますので、申し わけありませんけれども、調整をお願いしたいと思います。必要に応じて修正もお願いを したいと思います。

それから、先ほど工期の関係が出ましたけれども、最近いろいろなところで結構、工事の不調が多くて、東日本大震災の関係もあって、それで長野という地域性は私はよくわからないところはあるのですが、これは1ページ目のところによると平成26年3月に公告して実際の工事施工関係の入札というのかが出てくると思うのですが、ここら辺は今のところ大丈夫そうですか。もちろん価格の問題はあるかもしれませんが、順調に落とせそうな感じですか。

要するに、複数の事業者がこの耐震工事等をできるという感じで踏んでおられるのか。

これはあくまでもまだわからない世界ではあろうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- ○仁田所長 それは、それに向けて努力をする所存でございます。
- ○稲生主査 わかりました。再変更がないといいと思いますので、ぜひ地道に調整をいただければと思います。不明な点もいろいろ出てくると思いますので、またよろしくお願いをしたいと思います。
- ○仁田所長 ありがとうございます。
- ○稲生主査 これでよろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、国際協力機構のJICAボランティア派遣前訓練実施業務に係る契約変更の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

事務局から確認すべき事柄はございますか。

- ○事務局 そうしましたら、経費の節減につきましては機構と事務局で調整しまして、メ ール等で委員の先生方に確認をしていただくようにいたします。
- ○稲生主査 お願いします。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて契約変更について国際協力機構と更に協議を行っていただいて、その協議の結果をメール等でまた配信いただいて、 我々の間で調整をさせていただくということにしたいと思います。

委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等については私に御 一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「お願いします」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては今後、私の方で調整を進めさせていただきます。本日はどう もありがとうございました。